

さくらユウワ情報

令和4年3月号

〒891-0115

鹿児島市東開町 3-170

TEL099-260-0100 FAX099-260-0113

ホームページ <http://tia.tkcnf.com/>

✉ tia@tkcnf.or.jp

No.494

暮らしの実感 (一億総中流?) と 『事業復活支援金』

所長 貫見 昌良

NHKおはよう日本で、「沈む中流 暮らしの実感」をやっていました。1世帯の所得分布は 1990 年(平成 2 年)をピークに低下傾向にあるようです。大手電機メーカーに 38 年間勤務したN氏(63 歳)の退職前の年収は 800 万円。3 年前に定年退職し今はフリーランスの企業コンサルで年収は 180 万円。年金が出るまでの間は退職金を取り崩してしのぐしかないときさみしいコメントでした。その退職金も、2003 年の大卒者の平均退職給与は 2,499 万円が、2018 年には 3 割減の 1,788 万円になっています。かつては羨ましがられた大手電機メーカーの社員も厳しい時代を迎えています。

国民生活基礎調査で行われた「今後の不安」アンケートでは、①中流の暮らしだが、今後も心配ない 16%、②中流の暮らしだが、維持できるか不透明 38%、③中流だが、今後は難しい 14%。自分がいま中流だと意識している方は約 7 割でした。それ以外は④以前は中流 12%、⑤中流ではない 16%、⑥その他 4% です。(※中流に過去の中流④を加えると 8 割弱になります)

かつて「一億総中流」という言葉があったことを知っている方はいるでしょうか。1970 年(昭和 45 年)日本の人口が 1 億人を超え、日本人のほとんどが自分のことを上流でも下流でもない中流だと思えた時代です。このとき 約 9 割がじぶんのことを中流と考えていました。そして中流が 10 割に近づいていくのではないかと感じていました。いや何よりも今と違うのは、いろいろな問題はあっても、全体として成長しているという期待感がありました。そしてバブルがやってきました。

スマホもインターネットもない 1970 年と今とを全体で比較すれば、いまが豊かなはずなのですが。人間関係が重たく、将来が不安と感じる人が多くなってしまいました。ひとりひとりが充実感を感じられるようになるにはどうしたらいいのでしょうか。「国民生活基礎調査」の充実感を感じる時間の次のアンケート回答が参考になるでしょうか。

日頃の生活の中で、充実感を感じるのは、主にどのような時か聞いたところ、「家族団らんの時」を挙げた者の割合が 45.3%と最も高く、以下、「ゆったりと休養している時」(39.5%)、「友人や知人と会合、雑談している時」(39.2%)、「趣味やスポーツに熱中している時」(36.4%)、「仕事にうちこんでいる時」(31.9%)などの順となっている。(複数回答)

◇事業復活支援金

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす **中小法人・個人事業者**が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して **50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により増えた給付金、補助金等は、各月の事業収入から減算します。ただし、対象月に地方公共団体による短期滞在給付金等を受け、それに等しい給付金等を受給する場合は、対象月中に短期滞在給付金等に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大 **250万円** **個人事業者等** 上限最大 **50万円** を支給します。

給付額 = 基準期間^{※1}の売上高 - 対象月の売上高 × 5 か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であることを)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援するために『事業復活支援金』の申請・給付がはじまっています。申請期限は5月31日(火)です。新型コロナウイルスの影響で2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して 50%以上または 30%～50%未満減少した事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)です。基本的には申請受付から約2週間で一括給付されます。審査完了後、原則2営業日以内の入金が予定されています。

給付額は売上減少率の他、企業規模や、個人または法人によっても違いますが、だいたいのイメージは上記の表でご確認ください。詳しい内容については弊所担当者までお問い合わせください。

ドラッカーの「経営者は、3つの役割り」を果たすこと

ピーター・F・ドラッカーは、「経営者の役割り」として、次の3つを挙げています。

1. 企業理念（目的・ミッション）を果たすこと
2. 社員が、いきいき働けるようにすること
3. 社会が抱えている問題の解決に貢献すること

前月号（上記1）に続き、上記2. について記述させていただきます。

2. 社員が、いきいき働けるようにすること

- ① 社員一人ひとりの個性（強み）を引き出し、それを圧倒的強みにまで伸ばすこと
それには、経営者（上司）が社員一人ひとりに関心を持ち、つねに声をかけて、その社員とのコミュニケーションを大事にすることです。具体的には、
 - 目の前の社員と、3分間（立ち話でよい）のコミュニケーション・タイムを大事にすること
 - その社員と、年2回は1時間（時間をかけて）のOne to One コミュニケーション・タイムを取る
- ② 社員一人ひとりの個性（圧倒的強み）を組み合わせる強力なチーム（組織）にすること
それには、部署ごとや全社員とのミーティングや懇親会を定期的に開催して、経営者の想い（夢・わが社の経営理念、ミッション、ビジョン）を熱く語り、また、社員たちの願いや意見や提案を真剣に聴き、社員のやる気を引き出し、わが社を一体にして強力な組織—One Team にすること
- ③ 社員がやる気を出して成長する次の仕組み（システム）をつくること
 - ア. 社員の成長—「専門力・技術力・人間力の向上」を目的にした「研修システム」をつくる
 - イ. 上記の成長段階を明確に定めて、その「評価システム」とそれにリンクしている「給与システム」をつくる
 - ウ. 年齢差・経験差・役職差・性別差がなく自由に発言できる「会議システム」と「提案システム」をつくる
 - エ. 自立（自律）社員の育成に「メンタリング・システム」「コーチング・システム」をつくる

④ ウェルビーイング経営に取り組むこと

Well-being 経営—社員の「健康と幸せ」を実現する経営

上記3. は次月号へ

相談役 徳留忠敬

～岩元耕児会長の今月の郷土玩具～

猿ズッキャンキャン

古賀人形

平成 25 年に税理士会の行事で長崎県佐世保市のハウステンボスに行ってきました。

その帰りに長崎市に寄って買ったのが、日本三大土人形である古賀人形の「猿ズッキャンキャン」です。

古賀人形は現在 18 代目となっている小川家が、なんと安土桃山時代の文禄元年(1592 年)から作り始めたのが起源とされる歴史の古い土人形です。江戸時代に長崎港でオランダや中国などの貿易が盛んになると、九州の諸大名が警戒などのために長崎詰めを置くようになり、そこに詰めていた武士が国に帰る時に、長崎の古賀村の小川家の古賀人形を買い求めていったということです。

ところで猿ズッキャンキャンとは何のことだろうと思われるでしょうが、長崎の方言で肩車のことをずッキャンキャンと言うのだそうです。

古賀人形の代表的な作品の一つに「ズッキャンキャン」というのがあって、それは

人間の子供が肩車をしている人形ですが、写真の「猿ズッキャンキャン」は、言葉の通り猿が猿の子供を肩車しているユニークな人形です。



長崎市

社福・公益支援室より

社会福祉法人における消費税インボイス制度

① 消費税「インボイス制度」・適格請求書等保存方式

- (1) 令和 5 年 10 月 1 日から導入される仕入税額控除の方式です。
- (2) 売手が「適格請求書(インボイス)」を交付しなければ、買手(取引先)は仕入税額控除ができなくなります。…令和 11 年 9 月 30 日まで 2 段階の経過措置の適用あり
- (3) 課税事業者、もしくは免税事業者で課税事業者を選択する場合は、令和 5 年 3 月 31 日までに「適格請求書発行事業者の登録(登録番号の交付)」の申請が必要です。

② 社会福祉法人と消費税

(1) 社会福祉法人の収入のうち課税売上になる主なもの

- ① 就労支援事業による売上
- ② 福祉用具(身体障害者用物品以外)の貸与・販売
- ③ 社会福祉事業以外の受託事業(要件を満たすものについては非課税あり)
- ④ 利用者等外給食費・実習謝礼など
- ⑤ 有料老人ホームでの食事の提供その他のサービス

(2) 就労支援事業に対するインボイス導入の影響・仕入税額控除

- ① 小規模事業所で、買手の大半が最終消費者の場合は問題ない。
- ② 中規模事業所(免税事業者)で、買手が事業者の場合は「適格請求書発行事業者の登録(課税事業者を選択)をしなければ、取引排除の可能性がある。

(3) 受託事業に対するインボイス導入の影響・インボイスの発行

地方公共団体等の社会福祉施設以外の施設(例:福祉社会館等)の指定管理者となった場合において、

- ① 利用料金制を採用していない指定管理者
施設利用者からの施設利用料は地方公共団体等の収入(指定管理者は預り金)となるため、地方公共団体等が利用者へインボイス(領収書)の発行をすることになるので問題はない。
- ② 利用料金制を採用している指定管理者
指定管理者が利用者へ領収書を発行する義務があるが、「適格請求書発行事業者(課税事業者)でない場合、インボイス(領収書)の発行ができないため、行政の受託事業の指定から排除される可能性がある。

❖ インボイス導入のスケジュールと影響を十分考慮して、免税事業者は課税事業者を選択した上で登録申請を行うかどうか、検討が必要です。ご不明な点がございましたら、当法人「社福公益支援室」にお尋ねください。



社福・公益支援室長 田中哲美



鋤崎税理士の知って納得！税務Q&A

住宅ローン控除について



税理士 鋤崎 淳子

社長 息子が今年マイホームを建てようと思っています。住宅ローン控除を適用する予定ですが、令和3年と令和4年で取扱いの違いはありますか。

税理士 令和4年度税制改正で、住宅ローン控除は大幅に見直しされることになりました。まず、大きな変更点として、住宅ローン控除率について、現行の1%から0.7%に縮小されました。こちらは、住宅ローンの超低金利が続き、減税控除額がローンの支払利息額を上回る状況（いわゆる逆ザヤ）が生じていることが問題視され、こちらに対応して改正が行われました。

社長 1%が0.7%になるというのは、大きいですね。借入金額の年末残高が3,000万円だった場合に、今までは30万円控除できていたものが、21万円になるということですね。

税理士 そうです。また、住宅ローン控除制度の適用対象者の所得要件も見直され、所得3,000万円から2,000万円に引き下げられました。

社長 適用できる人も以前より少なくなるわけですね。

税理士 そういことになります。住宅の種類によっても借入限度額や控除期間が下記の図のように改正されます。



社長 控除期間は13年のものと10年のものがあるのですね。

税理士 居住年によっても、借入限度額が変わりますので、税金のことを考えるなら早い方がいいですね。ただし、令和4年入居であっても、令和3年9月30日までに契約した新築住宅については、令和4年度税制改正の適用対象外となり、控除率は1%となります。

社長 契約日で取扱いが異なるのですね。中古住宅も同様ですか。

税理士 中古住宅については、令和3年11月30日までに契約を締結しており、令和4年中に居住することで、控除率1%の適用が認められます。

社長 家を建てた年は確定申告が必要でしたよね。

税理士 そうです。2年目以降は会社で行う年末調整の際に、税務署より届く申告書と銀行から送られてくる借入金の年末残高を提出して計算していただくと、確定申告は不要となります。確定申告に際しては、建物の請負契約書等必要になりますので、詳しくは担当者にご相談ください。

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
新築住宅等の場合	R4年・R5年	3,000万円	0.7%	13年
	R6年・R7年	2,000万円		
中古住宅等の場合	R4年～R7年	2,000万円		10年
認定住宅の場合	R4年・R5年	5,000万円		13年
	R6年・R7年	4,500万円		
ZEH水準省エネ住宅の場合	R4年・R5年	4,500万円		
	R6年・R7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅の場合	R4年・R5年	4,000万円		
	R6年・R7年	3,000万円		
中古の認定住宅等の場合	R4年～R7年	3,000万円		10年



改正民法「特別寄与料」について



令和元年7月1日に施行された改正民法において、「以前から寄与分が認められていた法定相続人」以外の「親族」にも「特別寄与料」の請求が認められることとなりました。

特別寄与料とは、亡くなった人の老後の世話（介護など）に尽くした親族がいたことで、亡くなった人の財産の維持などに貢献があった場合に、その親族が受け取れる労務の対価となる金銭（に限る）のことをいいます。

これまでの民法でも、「相続人」が被相続人の療養看護などの労務の提供を行ったことで、被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与（貢献）をしたときにはその相続財産から対価を受け取れる仕組みがありました。しかし、従来の寄与分の制度は「相続人のみ」が対象となる制度なので、「相続人の妻」や「被相続人の孫（代襲相続人ではない場合）」等の「相続人ではない人」が介護などの方法で、被相続人に尽くしても寄与分を受け取ることはできませんでした。そこで、今回の民法改正では、相続人以外の親族が被相続人の介護などに尽力した場合にも、一定の対価を得られるよう制度に変更を加えました。

特別寄与料を受け取ることができるのは、「相続人ではない被相続人の親族（民法725条 6親等内の血族、3親等内の姻族（配偶者側の親族等のこと）」に限られています。

特別寄与料を受け取るためには、被相続人の親族が「無償」で「療養看護などの労務の提供」をしていたり、「被相続人の財産の維持・増加」に貢献していなければなりません。したがって、介護などの際に「労務の対価」を受け取っていた場合や、被相続人の事業や家計補助のために金銭を授与したという場合には、特別寄与料の要件を満たさないことに注意する必要があります。また相続人の妻が被相続人の介護に尽くしたことで施設に入居せずに済み、「多くの財産を残すことができた」という事情が必要です。

したがって、無償の労務提供（介護療養への尽力）があったとしても、それが財産の維持・増加に貢献していないと判断されるときには、特別寄与料を受け取ることはできません。

特別寄与者が特別寄与料を受け取るためには、相続人と直接話し合いをして受け取ることが原則です。さらに協議がまとまらないとき、協議できない事情があるときには、家庭裁判所の手続きによって特別寄与料の存在を認めてもらうこととなりますので、税理士、弁護士等の専門家へのご相談をお勧めします。



事業支援部 田添康明

今更かもしれませんが、iDeCo（イデコ）はご存知ですか？

iDeCo とは？

個人型確定拠出年金のことで、毎月または月ごとに決まった金額を積み立ててそのお金を運用することで、老後に備えることができる公的制度です。

iDeCo の概要

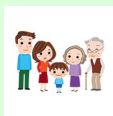
- ・自分で掛金を拠出する。 ・自分で運用する。
- ・年金受取額は運用成績によって変わる。

iDeCo のメリット

- 節税になる ⇒ ・掛金全額が所得控除となるため、所得税と住民税を軽減できる。
- ・運用収益がすべて非課税になる。
- ・受け取るときに、退職金や年金として控除が適用される。
- 天引きや引落としにより、着実に積み立てられる。
- 投資可能な商品が厳選されており、実力のあるファンドが多く、投資初心者は商品選定に悩まず済む。
- 差し押さえ禁止財産である。

iDeCo のデメリット

- ・長期間資金が拘束される
原則 60 歳以降にしか引き出せません。
- ・元本割れリスクがある
投資商品には、元本保証されている定期預金のほかに、元本割れの可能性がある投資信託もあります。
- ・手数料がかかる
加入・口座開設時、掛金納付時、年金受取り時等。事前確認が必要です。
- ・受け取り方法を慎重に決める必要がある
所得控除になり、運用益非課税ですが、受け取り時に課税されます。
公的年金等控除、退職所得控除とありますが、あくまで税負担を軽減する措置で、税負担をゼロにするものではありません。
年金で受け取るか、一時金か、併用か、その他収入状況を考慮し、受け取り方を決める必要があります。



加入対象

- ・現状 20~60 歳までの国民年金・厚生年金加入者が入れます。
2022 年 5 月以降 20~65 歳未満に拡大されます。

掛金限度額

- ・第1号被保険者（自営業等） 月々68,000 円
（国民年金付加保険料や国民年金基金に加入している場合その保険料・掛金と合算枠となることに注意です。）
- ・第2号被保険者（企業の従業員等）
企業年金がない場合 月々23,000 円
企業年金がある場合 月々12,000 円



経営サポート部 右田哲也

お客様紹介

BELIER ・ Kit cafe

薩摩川内市中郷の国道 267 号線沿いに美容サロン(店名: BELIER(ベリエ))とハンバーガーカフェ(店名:Kit cafe(キトカフェ))の複合施設が昨年 12 月にオープンしました。

美容サロンは 1 階に美容室、2 階に脱毛、ネイル、マツエクと



いった鹿児島でもかなり珍しいトータルビューティーサロンとして営業しています。美容室では男性と女性でスペースを分けており、ご好評いただいております。

コロナ対策も兼ねて人を介さないオートシャンプー台も揃えています。

また、ハンバーガーを中心としたカフェも併設しており、チェーン店とはひと味違った本格的なハンバーガーが楽しめます。



インスタグラムを見て県外からきたお客様もいらっしゃるとのことで、個人的には店長手づくりのクラフトレモネードやクラフトコーラもおすすめ☆ハンバーガーとの相性は抜群です。テイクアウトや夜の営業(要予約、お酒提供)もやっています。

ベビー用品店バースデイの斜め向かいです。お近くにお越しの際はぜひお立ち寄りください！



・BELIER(美容院) ・Kit café(ハンバーガー店)

〒895-0072

薩摩川内市中郷 4 丁目 148 番地

BELIER(0996-41-4325) Kitcafé(080-1739-4843)

※ご希望のお客様へメールにて配信させていただきます。担当者へご連絡いただくか、こちらの QR コードを読み込んでいただきますと、お申込みいただけます。

